

第3号議案

地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように制定するものとする。

令和5年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

別紙のとおり

提案理由

全職員に地域手当を支給するため提案する。

地域手当の支給に伴う関係条例の整備に関する条例

(蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成13年蒲郡市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条及び第9条中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「医療職給料表（一）の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）」を「職員」に改め、同条第2項中「100分の16」を「100分の3（市長が規則で定める地域に在勤する職員にあっては、100分の20を超えない範囲内で市長が規則で定める割合）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 医療職給料表（一）の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で市長の定めるものに限る。）に支給する地域手当の月額、前項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の16を乗じて得た額とする。

別表第1行政職給料表中

「				
	378,200	391,300	410,500	
	378,600	391,600	410,800	
	379,000	391,800	411,000	
	379,400	392,000	411,200	
	379,900	392,300	411,500	
	380,300	392,600	411,800	
	380,700	392,800	412,000	
	381,000	393,000	412,200	
	381,500	393,300		
	381,900	393,600		
	382,300	393,800		を

382,600	394,000
383,100	
383,500	
383,900	
384,200	
384,700	
385,100	
385,500	
385,800	

378,200	391,300
378,600	391,600
379,000	391,800
379,400	392,000
379,900	392,300
380,300	392,600
380,700	392,800
381,000	393,000

に、

<p style="text-align: center;">4 6 9, 1 0 0</p> <p style="text-align: center;">4 6 9, 5 0 0</p> <p style="text-align: center;">4 6 9, 8 0 0</p> <p style="text-align: center;">4 7 0, 1 0 0</p>	を	<p style="text-align: center;">に改める。</p>
---	---	--

(蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第8条中「(医療職給料表（一）の適用を受ける者（医療業務に従事する者で市長の定めるものに限る。）に限る。）」を削る。

第18条第4項中「得た額（医療職給料表（一）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員（医療業務に従事するパートタイム会計年度任用職員で市長の定めるものに限る。）にあつては、この額に100分の16を乗じて得た額を加算した額）」を「得た額に、100分の3（医療職給料表（一）の適用を受けるパートタイム会計年度任用職員（医療業務に従事するパートタイム会計年度任用職員で市長の定めるものに限る。）にあつては、100分の16）を乗じて得た額を加算した額」に改める。

(蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年蒲郡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第6条の2を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第6条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

第18条中「第6条の2」を「第6条の3」に改める。

第19条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

(蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市モーターボート競走事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成28年蒲郡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を、「宿日直手当」の次に「、管理職員特別勤務手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

第12条の次に次の1条を加える。

(管理職員特別勤務手当)

第12条の2 管理職員特別勤務手当は、第4条の規定により管理職手当を受け
る職員(次項において「管理監督職員」という。)が臨時又は緊急の必要その
他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条に規
定する週休日又は休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合
に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理監督職員が災害への対処その他の臨時又は
緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって
正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤
務手当を支給する。

第22条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

(蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部改正)

第6条 蒲郡市モーターボート競走事業臨時従事員の給与の種類及び基準に関する
条例(平成25年蒲郡市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第4条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、臨時従事員に地域
手当を支給する。

(蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 蒲郡市下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成30年蒲
郡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の次に「、地域手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

(地域手当)

第5条の2 民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して、職員に地域手当を支給する。

第24条第1項中「給料」の次に「、地域手当」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和5年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第2条の規定による改正前の蒲郡市職員の給与に関する条例別表第1行政職給料表の適用を受けていた職員のうち、附則別表の職務の級の欄に掲げる級に応じ、旧号給の欄に掲げる号給(以下「旧号給」という。)にあるものの切替日における号給(以下「新号給」という。)は、これらの職務の級及び旧号給の欄の区分に応じて同表に定める新号給の欄に掲げる号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第4条 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(市長の定める職員を除く。)には、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があ

ると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則別表（附則第2条関係）

職務の級	旧号給	新号給
4級	94号給から105号給まで	93号給
5級	94号給から97号給まで	93号給
6級	86号給から93号給まで	85号給
8級	46号給から49号給まで	45号給